

地方自治体における債権の会計処理と実態調査

Accounting for the Receivables and Fact-finding

Investigation in Local Government

福島 隆

Takashi Fukushima

要旨

本稿では、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」における債権の会計処理や開示規定を整理したうえで、このマニュアルに基づいて作成された2017年度（平成29年度）の連結財務書類を用いて実態調査を行うものである。また、IPSAS第41号を概観したのちに、地方自治体が保有する債権への減損処理（予想信用損失モデル）の適用可能性について若干の考察を行った。

実態調査の結果、固定資産の部に計上されている長期延滞債権は金額的にも多いことが明らかになり、長期延滞債権に対して減損処理を適用する余地はあると考えた。そして、日本の公会計基準に予想信用損失モデルを採用するとしても、まず企業会計基準（金融商品に関する会計基準）の整備が必要であること、状況に応じて予想損失を測定するモデルを変えるという方向性もあり得ることを指摘した。

[キーワード] 統一基準、債権、徴収不能引当金、減損処理

はじめに

本稿の目的は、日本の地方自治体が保有する債権の会計処理や開示規定を整理し、実態調査により現状を把握するとともに、減損処理の適用可能性を考察することである。

日本では、自治体会計の整備が継続的に進んでいる。2015年（平成27年）に総務省から公表された「統一的な基準による地方公会計マニュアル」により、原則として2018年（平成30年）3月末までに、全国の地方自治体は統一基準に準拠した財務書類を作成することが求められるようになった。

国際的な動向を見ると、2018年8月に国際公会計基準審議会（International Public Sector Accounting Standards Board : IPSASB）が公表した国際公会計基準（International Public Sector Accounting Standards : IPSAS）第41号「金融商品（Financial Instruments）」において、予想信用損失モデルの適用が定められた。

後述するように、日本の「統一的な基準による地方公会計マニュアル」における債権の会計処理と、IPSAS第41号のそれでは異なる規定となっている。このような背景からすると、日本の自治体会計においてIPSASの予想信用損失モデルの適用を考える前段階として、自治体が保有する債権に関する会計処理を整理し、長期延滞債権や徴収不能引当金の実態を把握することは有用であると考えられる。自治体の財務書類に計上されている長期延滞債権や貸倒額が多ければ債権の減損処理の問題が浮上するが、逆にほとんど計上されていないのであれば、債権の減損処理は不要とも言えるからである。

本稿の構成は次のとおりである。第1節では、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」の概略を示す。第2節では、マニュアルにおける債権に関する諸規定を整理する。第3節では、地方自治体の連結財務書類を用いて行った徴収不能引当金に関する実態調査の結果を示す。第4節では、IPSAS第41号の規定を概観し、減損処理（予想信用損失モデル）の日本の公会計基準への適用可能性を考察する。

1. 「統一基準」の概略

本節では、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」の概略を説明する。

1.1 経緯

2010年（平成22年）9月、「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」が設置され、公会計の推進方策や基準のあり方などが議論されることとなった。

2013年（平成25年）8月、同研究会が公表した「中間取りまとめ」の中で、公会計の整備にあたっての標準的な考えや方法を示す基準を設定するとともに、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入が必要不可欠であることが示された。そして、研究会の下に、「財務書類の作成基準に関する作業部会」と「固定資産台帳の整備等に関する作業部会」が設置された。

2015年（平成27年）1月に、同研究会による最終報告書「統一的な基準による地方公会計マニュアル」（以下、「統一基準」という）が総務省から公表された¹。「統一基準」は、次のように構成されている。

- ① 財務書類作成にあたっての基礎知識
- ② 財務書類作成要領
- ③ 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き
- ④ 連結財務書類作成の手引き
- ⑤ 財務書類等活用の手引き
- ⑥ Q&A集

1.2 資産の分類と評価

「統一基準」の「財務書類作成要領」では、次のように規定されている。資産は、固定資産および流動資産に分類して表示し、原則として繰延資産は計上しない（第90項）。資産の貸借対照表価額の測定については、それぞれの資産の性質及び所有目的に応じた評価基準および評価方法を用いる（第89項）。

2. 債権に関する諸規定

本節では、「統一基準」の債権に関する諸規定を概観する。なお、債権の意義と分類については、地方自治法の参照も必要と考えたため、地方自治法の内容も記述している。

158 ¹ 2016年（平成28年）5月に改訂されている。

2.1 債権の意義・分類

(1) 統一基準

「統一基準」の「財務書類作成要領」には債権自体の定義はなく、長期延滞債権、長期貸付金、未収金、短期貸付金といった債権の分類がされている（第 103 項、第 113 項）。ここで、長期延滞債権は滞納繰越調定収入未済の収益及び財源（第 112 項）、長期貸付金は自治法第 240 条第 1 項に規定する債権（貸付金）のうち流動資産に区分されるもの以外（第 110 項）、未収金は現年調定現年収入未済の収益及び財源（第 115 項）、短期貸付金は貸付金のうち翌年度に償還期限が到来するものである（第 116 項）。

(2) 地方自治法

地方自治法では、「この法律において財産とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう」（第 237 条 1 項）とされ、債権は財産の一例とされている。そして、「債権とは、金銭の給付を目的とする普通地方自治体の権利をいう（第 240 条第 1 項）」と規定され、債権は金銭債権に限定されている²。金銭債権には、地方税、使用料、手数料、分担金等の公法上の収入に係る債権、物件の売却代金、貸付料等の私法上の収入に係る債権、歳出の過払いまたは過払いに基づく返還金に係る債権が含まれる（大塚[2015]）。

債権は、公法に基づいて発生する公債権と私法に基づいて発生する私債権に分類されている。さらに、公債権は、滞納処分による強制徴収が可能である強制徴収公債権³と、滞納処分による強制徴収が不可能である非強制徴収公債権⁴に分類される。両者の比較は、**図表 2-1** のとおりである。

図表 2-1 強制徴収公債権と非強制徴収公債権

| 種 類 | 内 容 | 具体例 |
|----------|--|---|
| 強制徴収公債権 | 自治体に強制徴収権が認められている。債権ごとに必ず法律で具体的に権限が付される。 | 税金、国民健康保険料、介護保険料、下水道使用料、保育料、道路使用料、不正受給にかかる生活保護費の返還金 等 |
| 非強制徴収公債権 | 強制徴収権がないので、権利の実現のための最終的な手段が一般と同様に裁判手続きになる。 | 上記以外のすべての債権（学童保育所育成料、公営住宅使用料、水道料金等） |

出所：花岡（2018、p.20）

² 「国の債権の管理等に関する法律」では、「国の債権または債権とは、金銭の給付を目的とする国の権利をいう」（第 2 条第 1 項）とされており、国の債権も金銭債権に限定されている。

³ 普通地方自治体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方自治体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる（地方自治法第 231 条の 3 第 3 項）。

⁴ 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方自治体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方自治体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない（地方自治法第 231 条の 3 第 1 項）。

2.2 債権の評価

債権の貸倒見積額は、徴収不能引当金として計上される。「統一基準」の「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」では、徴収不能引当金は、債権全体または同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の徴収不能実績率など合理的な基準により算定する。具体的には、以下の不納欠損率を用いて算定するが、より適当であると認められる場合には、他の方法により算定することができる（第102項）⁵。とされている。

図表 2-2 不納欠損率の算定方法

| | 不納欠損決定 前年度末債権 残高 | 不納欠損決定額 | 不納欠損率 |
|-----|---------------------|---------|--|
| 4年前 | A 4 | B 4 | 当年度の不能欠損率 $= \frac{B 4 + B 3 \dots + B 0}{A 4 + A 3 \dots + A 0}$ |
| 3年前 | A 3 | B 3 | |
| ... | .. | .. | |
| 当年度 | A 0 | B 0 | |

徴収不能引当金に関する各仕訳は、図表 2-3 のようになる（別表 7-3、7-5）。さらに、引当金の計上基準及び算定方法は、財務書類作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他財務書類作成のための基本事項として、注記される（「財務書類作成要領」第 263 項）。

図表 2-3 徴収不能引当金に関する仕訳

| | 借方科目 | 金額 | 貸方科目 | 金額 |
|------------------------|-------------------------|----|-----------|----|
| 徴収不能引当金の計上時 | 徴収不能引当金繰入額 ⁶ | ×× | 徴収不能引当金 | ×× |
| 徴収不能引当金の取崩時 | 徴収不能引当金 | ×× | その他（経常収益） | ×× |
| 未収金の不能欠損時 ⁷ | 徴収不能引当金 ⁸ | ×× | 未収金 | ×× |

2.3 明細表

貸付金、未収金、長期延滞債権に関する明細表の様式は、図表 2-4、図表 2-5 のとおりである（「連財務書類作成要領」様式第 5 号）。

⁵ 例えば、長期延滞債権に係る徴収不能引当金については、勘定科目の趣旨を踏まえ、個々の債権の事情に応じて算定する。

⁶ 業務費用の「その他の業務費用」の一項目として、行政コスト計算書に計上される。

⁷ 地方自治体は、債権の放棄（公共団体から債務者に対して支払いを受ける権利を一方的に放棄する）をすることができるが、債権を放棄するには議会での議決が必要になる（地方自治法第 96 条 1 項）。

⁸ 徴収不能引当金を計上していない債権については、不能欠損となった債権が業務上行っている債権であれば借方科目はその他の業務費用に、それ以外の債権であれば借方科目は臨時費用となる。

図表 2-4 貸付金の明細表

| 相手先名 または種別 | 長期貸付金 | | 短期貸付金 | | (参考) 貸付合計 |
|---------------|--------------|----------------|--------------|----------------|--------------|
| | 貸借対照表 計上額 | 徴収不能引当金 計上額 | 貸借対照表 計上額 | 徴収不能引当金 計上額 | |
| △△ | ××× | × | ××× | × | ××× |

図表 2-5 未収金と長期延滞債権の明細表

| 相手先名または種別 | 貸借対照表計上額 | 徴収不能引当金計上額 |
|-----------|----------|------------|
| △△ | ××× | × |

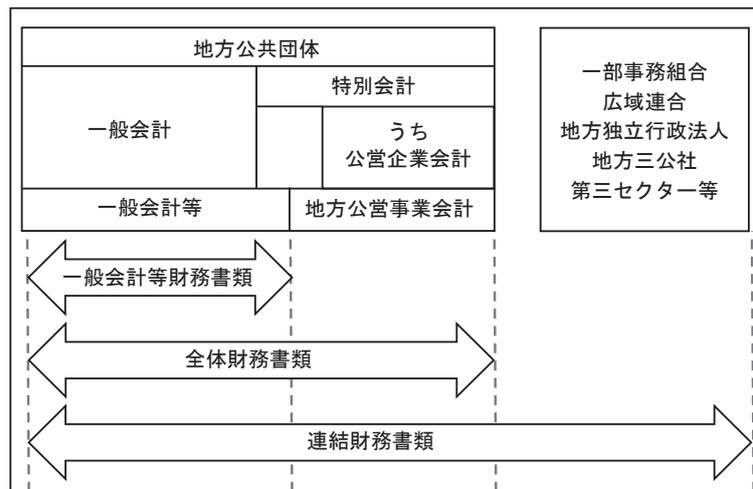
3. 地方自治体における債権の徴収不能引当金に関する実態調査

本節では、自治体における債権の徴収不能引当金の計上状況に関する実態調査の結果を示すこととする。

3.1 地方自治法における3種類の財務諸表

地方自治体が作成する財務諸表には、一般会計等財務諸表、全体財務諸表および連結財務諸表の3種類がある。「統一基準」の「財務書類作成要領」では、次のように説明されている（第1章のII-6-②）。「地方自治体は、一般会計及び地方公営事業会計以外の特別会計からなる一般会計等を基礎として財務書類を作成する。また、一般会計等に、一般会計等に地方公営事業会計を加えた全体財務書類、全体財務書類に地方自治体の関連団体を加えた連結財務書類をあわせて作成する」。一般会計等、全体及び連結財務書類の対象となる団体（会計）は、図表3-1のとおりである⁹。

図表 3-1 財務書類の対象となる団体（会計）



⁹ 連結財務書類の対象範囲については、地方自治体と連携協力して行政サービスを実施している関連団体に該当するか否かで判断することとされている（「連結財務書類作成の手引き」III-2-6）。

3.2 調査方法

本調査では、上述した3種類の財務書類のうち連結財務書類を用いた。具体的には、総務省のホームページ内にある「平成29年度決算に係る統一的な基準による財務書類の各地方自治体のホームページにおける公表状況 (https://www.soumu.go.jp/iken/kokaikei/H29_chihou_kouhyou.html)」から、熊本県を除く10各都道府県の財務書類公表ページにリンクして、平成29年度(2017年度)の連結貸借対照表に記載されている長期延滞債権、長期・短期貸付金、未収金および徴収不能引当金の金額等を入力した。

3.3 調査結果

(1) 固定資産計上分

連結貸借対照表の固定資産の部に計上された各金額と比率は、**図表3-2**のとおりである。筆者が用いた比率Aと比率Bは次に示すとおりである。比率Aは、長期延滞債権と長期貸付金の合計に占める徴収不能引当金の割合である。徴収不能引当金は長期延滞債権に起因することが多いと想定できるので、比率Bはそのように仮定下での長期延滞債権に占める徴収不能引当金の割合である。

$$\text{比率 A} = \frac{\text{徴収不能引当金}}{\text{長期延滞債権} + \text{長期貸付金}}$$

$$\text{比率 B} = \frac{\text{徴収不能引当金}}{\text{長期延滞債権}}$$

図表3-2 固定資産の部に計上された各金額 (単位: 百万円)

| 都道府県 | 長期延滞債権 | 長期貸付金 | 徴収不能引当金 | 比率 A | 比率 B |
|-------------------|--------|---------|---------|-------|-------|
| 北海道 ¹¹ | 18,144 | 124,229 | 2,930 | 2.1% | 16.1% |
| 青森県 | 18,468 | 9,603 | 3,235 | 11.5% | 17.5% |
| 岩手県 | 25,851 | 12,885 | 2,391 | 6.2% | 9.2% |
| 宮城県 | 6,634 | 56,202 | 4,301 | 6.8% | 64.8% |
| 秋田県 | 7,833 | 28,697 | 4,702 | 12.9% | 60.0% |
| 山形県 | 3,349 | 17,171 | 142 | 0.7% | 4.2% |
| 福島県 | 6,659 | 37,505 | 2,335 | 5.3% | 35.1% |
| 茨城県 | 35,530 | 75,839 | 26,193 | 23.5% | 73.7% |
| 栃木県 | 4,557 | 3,947 | 2,870 | 33.7% | 63.0% |
| 群馬県 | 3,443 | 3,846 | 956 | 13.1% | 27.8% |
| 埼玉県 | 10,334 | 54,606 | 2,751 | 4.2% | 26.6% |
| 千葉県 | 15,616 | 57,356 | 1,840 | 2.5% | 11.8% |
| 東京都 | 24,851 | 697,834 | 6,972 | 1.0% | 28.1% |
| 神奈川県 | 15,085 | 77,192 | 2,849 | 3.1% | 18.9% |

¹⁰ 熊本県のホームページによると、「統一的な基準による財務書類の作成については、平成28年度決算から作成の予定であったが、平成28年4月に発生した熊本地震の影響により2年間延伸し、平成30年度決算から作成する予定である」とされている。

¹¹ 連結貸借対照表の各金額が入手できなかったため、一般会計等貸借対照表の各金額を用いている。

| | | | | | |
|-------------------|--------|---------|--------|--------|--------|
| 新潟県 | 2,940 | 18,387 | 758 | 3.6% | 25.8% |
| 富山県 | 2,817 | 5,259 | 785 | 9.7% | 27.9% |
| 石川県 | 5,489 | 26,680 | 1,423 | 4.4% | 25.9% |
| 福井県 | 11,693 | 8,510 | 296 | 1.5% | 2.5% |
| 山梨県 | 3,739 | 26,858 | 1,888 | 6.2% | 50.5% |
| 長野県 ¹² | 3,925 | 3,290 | 15,777 | 218.7% | 402.0% |
| 岐阜県 | 5,382 | 9,489 | 4,497 | 30.2% | 83.6% |
| 静岡県 | 6,155 | 22,740 | 1,337 | 4.6% | 21.7% |
| 愛知県 | 16,571 | 75,614 | 4,945 | 5.4% | 29.8% |
| 三重県 | 10,094 | 15,535 | 567 | 2.2% | 5.6% |
| 滋賀県 | 6,366 | 9,916 | 410 | 2.5% | 6.4% |
| 京都府 | 4,054 | 41,276 | 208 | 0.5% | 5.1% |
| 大阪府 | 27,468 | 146,508 | 18,925 | 10.9% | 68.9% |
| 兵庫県 | 45,200 | 66,800 | 8,500 | 7.6% | 18.8% |
| 奈良県 | 5,792 | 19,056 | 214 | 0.9% | 3.7% |
| 和歌山県 | 10,331 | 28,610 | 209 | 0.5% | 2.0% |
| 鳥取県 | 2,576 | 24,050 | 1,029 | 3.9% | 39.9% |
| 島根県 | 1,810 | 12,935 | 474 | 3.2% | 26.2% |
| 岡山県 | 3,381 | 10,662 | 278 | 2.0% | 8.2% |
| 広島県 | 5,470 | 11,483 | 405 | 2.4% | 7.4% |
| 山口県 | 5,508 | △64 | 285 | 5.2% | 5.2% |
| 徳島県 | 4,000 | 15,740 | 1,288 | 6.5% | 32.2% |
| 香川県 | 1,467 | 12,551 | 108 | 0.8% | 7.4% |
| 愛媛県 | 2,358 | 9,052 | 153 | 1.3% | 6.5% |
| 高知県 | 5,697 | 41,112 | 265 | 0.6% | 4.7% |
| 福岡県 | 10,654 | 51,075 | 3,735 | 6.1% | 35.1% |
| 佐賀県 | 3,397 | 25,638 | 106 | 0.4% | 3.1% |
| 長崎県 | 2,598 | 5,637 | 207 | 2.5% | 8.0% |
| 大分県 | 2,882 | 12,382 | 109 | 0.7% | 3.8% |
| 宮崎県 | 1,660 | 9,848 | 111 | 1.0% | 6.7% |
| 鹿児島県 | 4,789 | 4,948 | 2,418 | 24.8% | 50.5% |
| 沖縄県 | 6,631 | 1,402 | 626 | 7.8% | 9.4% |

図表 3-2 から次のことが指摘できる。第一に、比率 A が 5%以下の都道府県は 26、5%超 10%以下の都道府県は 11 であり、総じて低い割合である。第二に、比率 B のバラツキは大きいということである。

¹² 徴収不能引当金の金額が長期延滞債権と長期貸付金の合計額を大幅に超えているため、このような割合となっている。他の債権も引当金の設定対象になっているのかもしれないが、一般会計等財務書類の注記事項では、徴収不能引当金の設定対象が未収金、長期延滞債権および長期貸付金となっている（連結財務書類の注記事項は入手できなかった）。 163

(2) 流動資産計上分

連結貸借対照表の流動資産の部に計上された各金額と比率は、**図表 3-3**のとおりである。

$$\text{比率 A} = \frac{\text{徴収不能引当金}}{\text{未収金} + \text{短期貸付金}}$$

図表 3-3 流動資産の部に計上された各金額 (単位：百万円)

| 都道府県 | 未収金 | 短期貸付金 | 徴収不能引当金 | 比率 A |
|------|---------|---------|---------|-------|
| 北海道 | 15,531 | 9,340 | 1,077 | 4.3% |
| 青森県 | 7,200 | 2,666 | 171 | 1.7% |
| 岩手県 | 21,623 | 438 | 483 | 2.2% |
| 宮城県 | 9,303 | 1,158 | 285 | 2.7% |
| 秋田県 | 3,130 | 162 | 907 | 27.6% |
| 山形県 | 12,559 | 1 | 351 | 2.8% |
| 福島県 | 98,596 | 1,367 | 301 | 0.3% |
| 茨城県 | 15,698 | 10,733 | 415 | 1.6% |
| 栃木県 | 5,474 | 1,420 | 285 | 4.1% |
| 群馬県 | 7,269 | 1,440 | 419 | 4.8% |
| 埼玉県 | 25,898 | 9,082 | 310 | 0.9% |
| 千葉県 | 32,389 | 8,428 | 131 | 0.3% |
| 東京都 | 224,607 | 119,132 | 7,870 | 2.3% |
| 神奈川県 | 31,689 | 9,504 | 393 | 1.0% |
| 新潟県 | 16,785 | 932 | 376 | 2.1% |
| 富山県 | 9,778 | 3,471 | 129 | 1.0% |
| 石川県 | 9,939 | 1,077 | 2,463 | 22.4% |
| 福井県 | 5,854 | 1,295 | 112 | 1.6% |
| 山梨県 | 7,077 | 4,136 | 472 | 4.2% |
| 長野県 | 7,448 | △228 | 406 | 5.6% |
| 岐阜県 | 12,917 | 1,609 | 177 | 1.2% |
| 静岡県 | 78,769 | 3,619 | 207 | 0.3% |
| 愛知県 | 24,961 | 10,751 | 1,248 | 3.5% |
| 三重県 | 7,786 | 2,308 | 570 | 5.6% |
| 滋賀県 | 7,664 | 1,290 | 186 | 2.1% |
| 京都府 | 14,731 | 5,008 | 333 | 1.7% |
| 大阪府 | 32,362 | 6,876 | 1,384 | 3.5% |
| 兵庫県 | 47,200 | 3,200 | 200 | 0.4% |
| 奈良県 | 15,385 | 3,537 | 678 | 3.6% |
| 和歌山県 | 7,741 | 3,021 | 77 | 0.7% |
| 鳥取県 | 4,969 | 6,900 | 21 | 0.2% |
| 島根県 | 5,560 | 1,783 | 132 | 1.8% |
| 岡山県 | 5,612 | 973 | 356 | 5.4% |

| | | | | |
|------|--------|--------|-------|-------|
| 広島県 | 13,299 | 4,839 | 295 | 1.6% |
| 山口県 | 8,642 | 547 | 170 | 1.9% |
| 徳島県 | 6,089 | 2,158 | 240 | 2.9% |
| 香川県 | 5,543 | △7,933 | 56 | -2.3% |
| 愛媛県 | 9,572 | △539 | 553 | 6.1% |
| 高知県 | 7,152 | 1,675 | 26 | 0.3% |
| 福岡県 | 13,129 | 431 | 1,007 | 7.4% |
| 佐賀県 | 4,100 | 4,364 | 2 | 0.0% |
| 長崎県 | 7,676 | 1,391 | 149 | 1.6% |
| 大分県 | 4,648 | 408 | 179 | 3.5% |
| 宮崎県 | 7,232 | 15,818 | 105 | 0.5% |
| 鹿児島県 | 4,270 | 3,755 | 75 | 0.9% |
| 沖縄県 | 19,515 | 1,334 | 1,301 | 6.2% |

図表 3-3 から、流動資産の部に計上された金額にもとづく比率 A の割合は総じて低い値であることがわかる。

(3) 徴収不能引当金の算定基準

注記に記載された徴収不能引当金の算定基準から次のようなことが確認できた（いくつかの地方自治体については、入手できなかった）。

第一に、「統一基準」で示されているように、過去 5 年間の平均不能欠損率を用いて徴収不能引当金を算定している地方自治体が大多数であった。

第二に、「統一基準」どおりではなく、過去 3 年間の平均不能欠損率を用いて徴収不能引当金を算定している地方自治体もあった（東京都、新潟県）。

第三に、「未収金及び長期延滞債権については、税未収金は過去 5 年間の平均不納欠損率により、税外未収金は個別に回収可能性を検討し、徴収不能見込額を計上している」（秋田県）というように、税金であるかどうかに応じて算定基準を変えるケースや、「通常の債権については回収不能実績率により回収不能見込額を計上し、不能欠損・貸倒れが懸念される債権については、それぞれ回収可能性を考慮して回収不能見込額を計上している」（愛知県）というように企業会計（金融商品に関する会計基準）に近いケースもあった。

(4) 小括

実態調査の結果、「地方公共団体には制度融資、災害復旧の無利子貸付などがあるが、期限通りに返済されないケースや、固定資産税・自動車税では納付されないケースもある。生活困窮で納められないという場合もあり、未回収は多い」（鈴木編著 [2014、p.88]）と言えよう。

長期延滞債権やそれに伴う貸倒額が多い状況であれば、長期延滞債権に対して減損処理を適用する余地はあると考えられる。

4. IPSAS 第41号の規定

本節では、2018年8月に国際公会計基準審議会(IPSASB)から公表された国際公会計基準(IPSAS)第41号の概略を示し、日本の地方自治体会計への適用可能性を考察する。

4.1 概略

IPSAS 第41号は、現行のIPSAS 第29号「金融商品：認識および測定」に代わる基準であり、国際会計基準(IFRS) 第9号との整合性を維持するために、IFRS 第9号に基づいて開発されたものである。IPSAS 第41号は、2022年1月以降開始する事業年度から適用されるが、早期適用は認められている。

金融資産の分類および減損処理に関するIPSAS 第41号とIPSAS 第29号との主たる相違点は、図表4-1のとおりである。

図表4-1 IPSAS 第41号とIPSAS 第29号との主たる相違点

| | IPSAS 第41号 | IPSAS 第29号 |
|------------|--|---|
| 金融資産の分類モデル | <ul style="list-style-type: none"> ● キャッシュ・フローおよび資産の保有目的を判断基準とする単一の分類モデルをすべての金融資産に適用する。 ● 金融資産の測定方法を公正価値または償却原価のいずれかに分類する。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 金融資産を①当期余剰／欠損を通じて公正価値で測定する金融資産、②満期保有投資、③貸付金及び債権、④売却可能金融資産の4種類に分類し、それぞれについて測定方法が規定されている。 |
| 減損処理 | <ul style="list-style-type: none"> ● 金融商品に単一の予想信用損失モデルを適用することで、発生損失モデルよりも早い段階で減損損失を認識する。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 資産の種類によって減損損失の認識と測定方法が異なる。 ● 発生損失モデルが適用されている。 |

4.2 減損処理に関する規定 (第73項～第93項)

現行のIPSAS 第29号は、金融資産の減損について「発生損失モデル」(incurred loss model)を適用している。これは、信用事象が発生したという明らかな証拠をもって初めて減損損失を計上する考え方である。この考え方に対しては、実際には発生している可能性が高い減損損失を計上する時期が遅れるという批判があった。

そこで、IPSAS 第41号では、すべての金融資産について単一の「予想信用損失モデル」(expected credit loss model)を採用している。予想信用損失モデルでは、減損認識の閾値は廃止されている。各年度末において、主体は、将来回収不能と予想されるキャッシュ・フローを割り引いて、信用損失を認識することになる。

減損の判断は、信用リスクの増加に対応して3段階に区分される¹³。ステージ1では、購入時また

¹³ 通常の交換・非交換取引から生じた債権については、ステージ2から適用される。また、予想信用損失モデルは、短期債権には適用されない。

は製造時に、12 か月の予想信用損失を当期の剰余または欠損に認識する。12 か月の予想信用損失は、報告日後 12 か月以内に発生しうる債務不履行の結果として被る全期間の予想信用損失の一部である。ステージ 2 では、全期間に渡る予想信用損失を認識することになる。全期間の予想信用損失は、金融商品の全期間を通じて、借手が債務不履行をした場合に発生しうる損失の現在価値である。ステージ 3 では、全期間に渡る予想信用損失を継続して認識することになる。

4.3 小括

IPSAS 第 41 号と「統一基準」とでは、金融資産の分類方法と減損処理の適用に関して相違がある。そこで、IPSAS 第 41 号で示されている減損処理方法の日本の地方自治体会計への適用可能性を検討する。敷衍すると、債権の減損処理のあり方は、「地方自治体が保有する債権の信用リスクに係る財務報告のありかた」ととらえることができる。

過去の動向をみると（例えば、IFRS 第 9 号と IPSAS 第 41 号の関係のように）、企業会計基準との整合性を維持するために、公会計基準を設定・開発することが一般的と言えよう。この流れを踏襲するのであれば、まずは日本の「金融商品に関する会計基準」において、予想信用損失モデルを採用するかどうかを検討される必要があるだろう。

この点について、企業会計基準委員会（ASBJ）は、2018 年 8 月に「金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集」を、2019 年 12 月に「現在開発中の会計基準に関する今後の計画』を公表した。「金融商品に関する会計基準」の今後の計画については、2019 年 10 月に予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損についての会計基準の開発に着手することを決定しているが、開発の目標時期は特に定めていないとされている。このような動向からすると、将来、「金融商品に関する会計基準」および「公会計基準」が、予想信用損失モデルを採用することは十分考えられる。

次に、財務報告の目的の観点からである。IPSAS 第 41 号の目的は、「財務諸表の利用者が、主体の将来キャッシュ・フローの金額、発生時期及および不確実性を評価するに際して、目的適合性のある有用な情報を表示するような金融資産と金融負債の財務報告に関する原則を確立すること」(第 1 項)とされている。つまり、公的主体の財務報告の主たる目的を意思決定有用性とした場合に、保有している債権の信用リスクの測定は発生損失モデルよりも予想信用損失モデルの方が望ましいと考えられていることになる。

この点について、根岸（2019）では、ISAB が公表した IFRS 第 9 号「金融商品」と FASB が公表した ASC トピック 326「金融商品:信用損失」における予想損失モデルの相違の要因を検討している。その結果、両者の会計処理の相違は、その目的が「金融資産の収益性の表現」(IFRS 第 9 号)か「金融資産の回収可能性の表現」(ASC トピック 326)かに起因するとしている。そして、当初は「金融資産の収益性」を忠実に表現する予想損失モデルを適用し、ビジネスモデルが変化した場合には「金融資産の回収可能性」を忠実に表現する予想損失モデルを適用するべきであるという結論が示されている。

地方自治体にとって、ビジネスモデルや収益性という考えが当てはまるのかは要検討事項だが、もし当てはまるのであれば「状況に応じて予想損失を測定するモデルを変える」ことも一考の余地があると思われる。

5. おわりに

本稿では、日本の「統一基準」における債権に関する会計処理や開示規定を整理し、実態調査を行うとともに、IPSAS第41号のような減損処理（予想信用損失モデル）の適用可能性について考察した。

2017年度（平成29年度）における都道府県の連結財務書類を用いた実態調査の結果、固定資産の部に計上されている長期延滞債権は金額的にも多いことが明らかになり、長期延滞債権に対して減損処理を適用する余地はあると考えた。

そして、IPSAS第41号の減損処理の規定を概観したうえで、日本の公会計基準に予想信用損失モデルを採用するとしても、まず企業会計基準（金融商品に関する会計基準）の整備が必要であると指摘した。

今後の検討課題としては、次のことが挙げられる。まず、地方自治体が保有している債権の信用リスクの測定は発生損失モデルよりも予想信用損失モデルの方が望ましいかを多面的、包括的に考察する必要がある¹⁴。次に、「地方自治体がさらされている信用リスク」という枠組みから、信用リスクを債権だけに限定せずに、金融保証（債務保証）の会計処理も考察することもできる¹⁵。

【参考文献】

1. 大塚康男（2015）「自治体債権の管理に係る基礎知識」、『アカデミア』、第112号、pp.26-31
2. 企業会計基準委員会（2018）『金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集』
3. ———（2019）『現在開発中の会計基準に関する今後の計画』
4. 鈴木豊編著（2014）「新地方公会計財務書類作成統一基準」、ぎょうせい
5. 鈴木豊（2016）『新地方公会計統一基準の完全解説』、中央経済社
6. 根岸亮平（2019）「金融商品に係る2つの予想損失モデル」、『千葉商大論叢』、第56巻第3号、pp.157-170
7. 花岡大（2018）『自治体職員のためのやさしい債権管理ハンドブック』、第一法規
8. 前川拓郎（2015）『自治体のための債権回収』、第一法規
9. International Federation of Accountants (IFAC)（2018）IPSAS No.41: *Financial Instruments*.

（付記）本稿は、JSPS 科研費 16K04013 および JSPS 科研費 19K02021 の研究成果の一部である。

¹⁴ 根岸（2019）は、「IASBとFASBのどちらの予想損失モデルもそれぞれの目的において目的適合的であるから、目的適合性という観点のみでは、どちらが財務諸表利用者にとって有用であるかは一概に論じることはできない」と記述している。

¹⁵ IPSAS第41号では、適用指針（Application Guidance：AG第131項～第136項）の中で、非交換取引から生じる金融保証（Financial Guarantees Issued Through a Non-Exchange Transaction）の会計処理が次のように示されている。「公的部門では、無償または名目的対価で金融保証を行うことがある。本基準は、契約による金融保証（実質的に契約による場合も含む）を対象とする。金融保証の当初認識は公正価値で行い、事後測定は損失評価引当金の金額と当初認識額のいずれか高い方で行う」。